

# 第2章 環境保全施策の推進

「環境基本計画」に掲げた3つの基本目標の達成に向けて、2013(平成25)年度に実施した主な施策の内容について報告します。

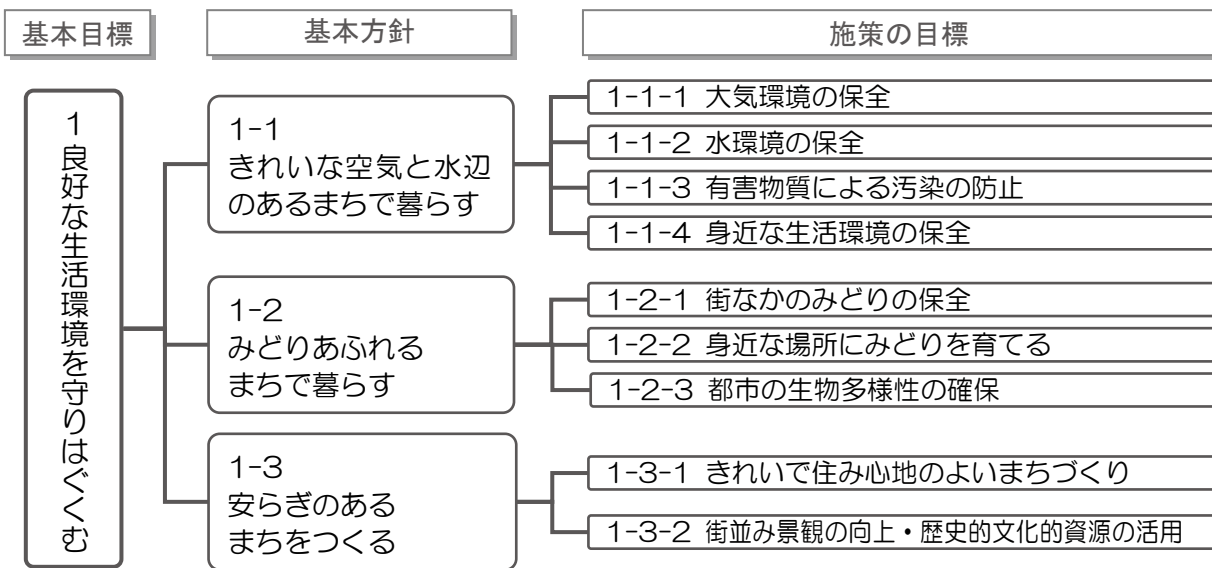
## 基本目標1 良好な生活環境を守りはぐくむ



### －イメージビジョン－

私たちの身の回りには、すがすがしい空気や水があり、健康的に暮らすことができます。愛着のある街並みにはみどりがあふれ、野鳥をはじめとする様々な生き物が見られ、都会の中でも季節を感じることができます。

こうした将来像を目標に、日々の生活や事業活動が、大気や水、そして多様な生き物を含む自然環境にどのような影響を与えているかを一人ひとりが理解し、知恵を出し合い、お互いが協働して環境配慮に取り組むための意識を定着させ、健康を享受できる地域の良好な生活環境の保全・維持を目指します。



### 1-1 きれいな空気と水辺のあるまちで暮らす

#### 【実現に向けた考え方】

私たちの日々の暮らしや事業活動が、大気や水など地域の生活環境にどのように影響しているかを継続的に調査・分析し、その結果に基づいて生活環境の悪化の未然防止を図ります。

各種調査結果を公表し、大気環境の状況や水循環<sup>1</sup>の仕組みを理解することで、区民、事業者が大気汚染の防止や生活排水などによる汚濁防止を心がけるように促します。

<sup>1</sup> 水循環：山林、農地、宅地などに降った雨が、地下にしみ込んだり地面を流れて川や海へ流れ込んだりする過程で、大気中に蒸発して再び降水となる連続した水の流れのこと。近年では、生活の快適性や利便性の向上、産業経済活動の拡大のため、人為的な水循環が構築されてきており、この人為的な水循環の影響で、自然の水循環が単調化・阻害されているため、健全な水循環が求められています。

また、有害物質の適正管理とお互いの生活環境を守るための近隣公害の発生抑制に努めることで、安全で快適な生活環境の保全を目指します。

### <指標の評価>

😊: 目標値を達成    😊: 目標値に近づいている    😞: 目標値に近づいていない    —: 現状値を把握していない

指標項目〔環境指標〕	基準年度	基準年度末時点実績値	2013(平成25)年度末実績値	2021(平成33)年度数値目標	評価
大気環境					
大気汚染常時監視 (二酸化硫黄/一酸化炭素/浮遊粒子状物質/二酸化窒素/光化学オキシダント)	22	4項目達成 (光化学オキシダント非達成)	3項目達成 (浮遊粒子状物質・光化学オキシダント非達成)	環境基準の達成	😞
沿道の窒素酸化物濃度	22	全地点達成	全地点達成	全地点達成※1	😊
水環境(目黒川での水質測定)					
生活環境項目 (水素イオン濃度/溶存酸素/生物化学的酸素要求量/浮遊物質質量)	22	1地点で1回BODが環境基準値を超過	全月達成	全月達成※2	😊
衛生環境項目 (カドミウム/全シアン/鉛/六価クロム)	22	全月達成	全月達成	全月達成※2	😊
騒音(沿道の交通騒音測定-面的評価調査-)					
対象道路※3 (玉川/目黒/山手/駒沢/環七/鮫洲大山/自由/淡島)	昼間	—	—	6地点中5地点で達成	😞
	夜間	—	—	6地点中2地点で達成	😞

※1 測定期間中(20日間)の平均値が、全地点(12地点)で環境基準値を満たしていること。

※2 全地点(3地点)、全月(年4回)で環境基準値を満たしていること。

※3 国土交通省平成22年度道路交通センサス(22区間)が対象。単年度の測定は、全22区間から偏りのないよう計画的に6区間(地点)を選定して実施している。

### 【2013(平成25)年度の成果】

- 目黒区では、東山中学校に大気汚染測定室を設け、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素等の常時監視を行っています。測定項目中、浮遊粒子状物質・光化学オキシダントが環境基準を達成しませんでした。
- 主要幹線道路沿線の窒素酸化物調査では、測定期間中(20日間)の二酸化窒素の測定結果は環境基準値以下の値でした。微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果は、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日が1日ありました。
- 水環境については、目黒川の3地点で年4回、水質を測定した結果、すべての項目で環境基準値を満たしていました。
- 自動車交通騒音(面的調査)では、特に夜間の環境基準達成率が低い状況でした。

# 1-1-1 大気環境の保全

## 《 大気環境の監視・情報提供 》

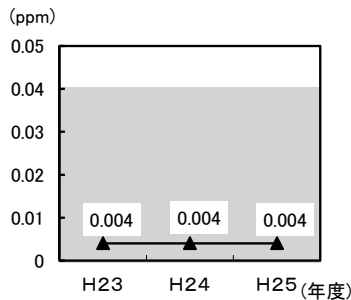
大気を汚染し人体に健康被害を及ぼすおそれのある物質には、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）<sup>2</sup>や浮遊粒子状物質（SPM）<sup>3</sup>、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）<sup>4</sup>、光化学オキシダント<sup>5</sup>などがあります。そして、「環境基本法」に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準として「環境基準」が定められています。

目黒区では、東山中学校屋上に大気汚染測定室を設け、毎年、環境測定を実施しています。観測の結果、二酸化硫黄・一酸化炭素（CO）・二酸化窒素は基準を達成しましたが、浮遊粒子状物質・光化学オキシダントは、基準を達成しませんでした。浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値は0.10mg/m<sup>3</sup>でしたが、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>を越えた時間が1時間ありました。

幹線沿道における微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）調査を4回（各回平日5日間連続測定）行い、測定期間中、1日平均値が35μg/m<sup>3</sup>を超えた日が1日ありました。

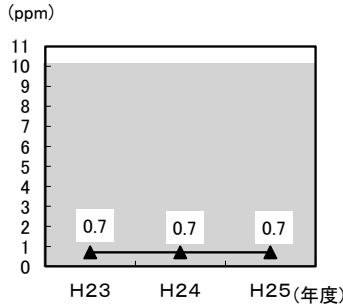
また、一般大気中のアスベスト測定調査のデータ収集のため目黒区総合庁舎にて実施した結果、アスベストは不検出でした。

＜二酸化硫黄濃度の推移＞



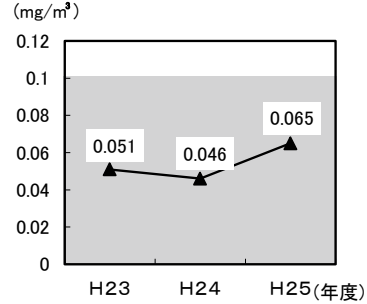
**（二酸化硫黄濃度の環境基準）**  
日平均値の2%除外値が0.04ppm以下（グラフ内の ）

＜一酸化炭素濃度の推移＞



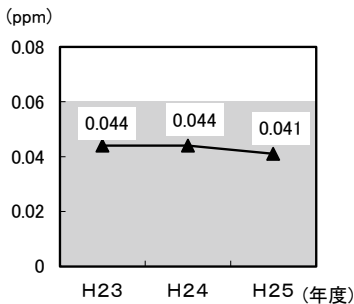
**（一酸化炭素濃度の環境基準）**  
日平均値の2%除外値が10ppm以下（グラフ内の ）

＜浮遊粒子状物質含有量の推移＞



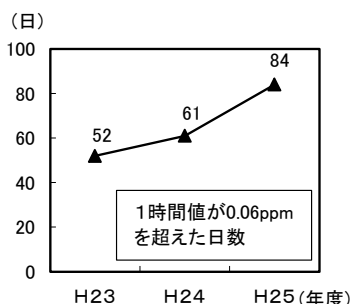
**（浮遊粒子状物質含有量の環境基準）**  
日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下（グラフ内の ）かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

＜二酸化窒素濃度の推移＞



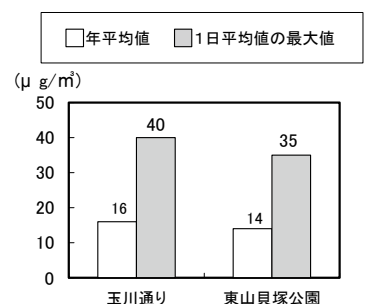
**（二酸化窒素濃度の環境基準）**  
1時間値の日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下（グラフ内の ）

＜光化学オキシダント濃度が環境基準値を超えた日数の推移＞



**（光化学オキシダント濃度の環境基準）**  
1時間値が0.06ppm以下

＜PM<sub>2.5</sub>（微小粒子状物質）の測定結果＞



**（PM<sub>2.5</sub>の環境基準）**  
1年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m<sup>3</sup>以下

※年間20日間（連続5日間×4回）測定しました。  
※PM<sub>2.5</sub>は、年間250日以上の有効測定日数がある場合に環境基準の評価を行うため、本測定結果から環境基準の評価はできません。

<sup>2</sup> 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）：硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となるため、環境基準が設定されています。  
<sup>3</sup> 浮遊粒子状物質（SPM）：大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のものをいいます。呼吸器系に悪影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されています。  
<sup>4</sup> 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）：大気中に排出される窒素酸化物のほとんどを占めています。主に自動車排気ガス等から発生し、呼吸器系統に悪影響を及ぼすこともあるため、環境基準が設定されています。  
<sup>5</sup> 光化学オキシダント：大気中で太陽光中の紫外線を受けて、光化学反応により生成する大気汚染物質群のうち二酸化窒素を除いたもの。

## 《 工場・事業場への排出規制の実施 》

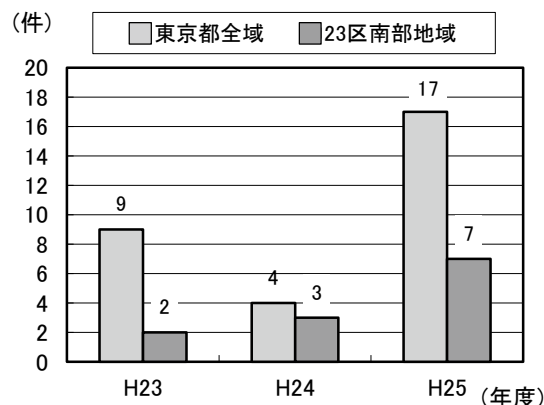
有害化学物質による環境リスク低減のためには、有害化学物質使用事業場の実態を把握することが重要です。2013(平成25)年度は、工場・事業場への監察等立入調査を43件実施し、東京都環境確保条例に基づく有害化学物質使用事業場の実態把握と、事業者に対する排出抑制指導を行いました。

## 《 光化学スモッグ対策 》

光化学スモッグは、光化学オキシダントが気象条件により大気中にたまり、白くもやがかかった状態を指します。2013(平成25)年度は、光化学スモッグ注意報が7回発令され、発令時には防災無線での放送や区内施設に懸垂幕掲示を行いました。

また、光化学スモッグを引き起こす原因物質の1つとされている揮発性有機化合物(VOC)<sup>6</sup>の排出削減対策として、東京都が主催するVOC対策セミナーに関するチラシを配布し、東京都が進める排出削減の情報提供・啓発を進めました。

＜光化学スモッグ注意報発令日数＞



### 2014(平成26)年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 大気汚染物質、酸性雨、窒素酸化物<sup>7</sup>の常時監視及び分析を引き続き行います。
- ◇ 沿道の窒素酸化物<sup>7</sup>濃度、浮遊粒子状物質、PM2.5を測定します(年20日間)。
- ◇ 有害化学物質使用事業場の実態を把握するとともに指導を行い、排出抑制を図ります。
- ◇ 夏季における光化学スモッグ被害を未然に防止するため、東京都と連携し機会をとらえて区民への情報提供と周知を行います。



### ぺんぎんさんからの一言

#### 光化学スモッグ発生のメカニズム

光化学スモッグは、車の排気ガスや工場・事業場などから排出される煙に含まれる窒素酸化物や炭化水素(揮発性有機化合物(VOC))が日光に含まれる紫外線を受けて、光化学反応により変質し、オゾンなどの二次的汚染物質を生成することにより発生します。光化学反応により生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」と呼んでいます。

夏に多く、日ざしが強く風の弱い日に発生し

ます。(出典:東京都ホームページをもとに作成)



＜光化学スモッグ発生のメカニズム＞  
(東京都ホームページより引用)

<sup>6</sup> 揮発性有機化合物(VOC): 揮発性有機化合物の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質となります。

<sup>7</sup> 窒素酸化物: 燃料中や空気中の窒素が燃焼して酸化することにより生成します。健康影響のほか、光化学オキシダントの原因物質の1つ。

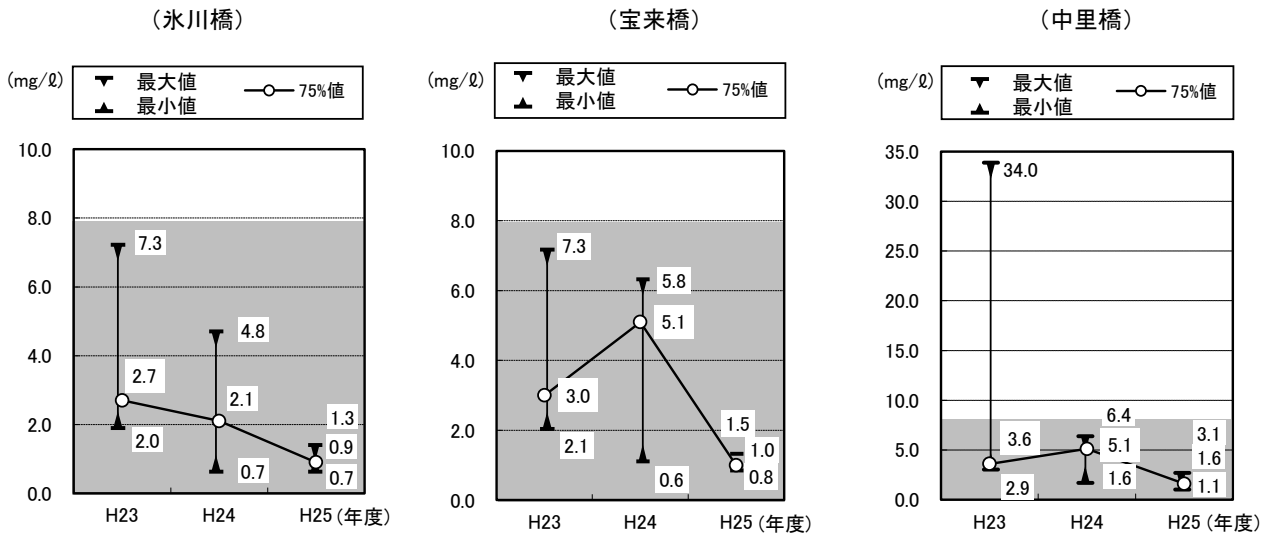
## 1-1-2 水環境の保全

### 《 水環境の監視・情報提供 》

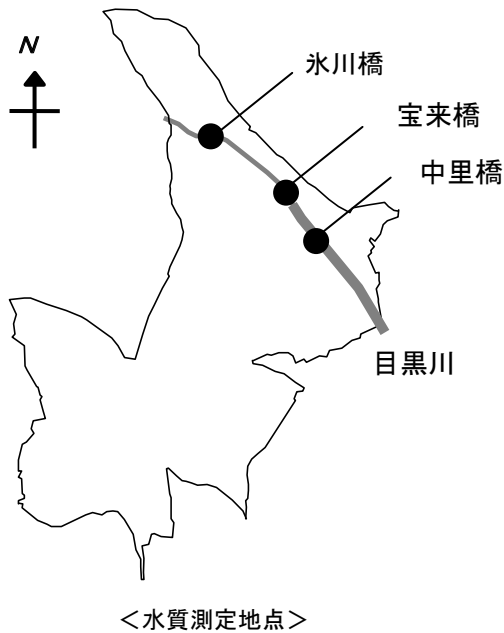
目黒川の3地点で年4回、水質を測定した結果、人の健康の保護および生活環境の保全に関するすべての項目で環境基準値を満たしていました。

また、化学物質の漏えい、地下浸透により発生する地下水汚染の実態把握を目的として、地下水の水質モニタリング調査を行った結果、新たに汚染が見つかった地点はありませんでした。

<目黒川のBOD<sup>8</sup>濃度の推移>



\*グラフ内の は環境基準値内 (8mg/ℓ以下) を表す



75%値とは、環境基準の達成を評価する際に用いられる数値です。測定値を昇順に並べ、低い値から数えて75%目にあたる数値が75%値です。  
3地点いずれも環境基準を満たしています。



<sup>8</sup> BOD：河川の水質を表す指標のひとつで、水中の微生物が有機物を酸化・分解するときに消費する酸素の量を示します。BOD値が大きいほど汚濁物質（有機物）が多く、水の汚濁が進んでいるといえます。

## 《 河川水質浄化 》

河川の水質改善や臭気抑制を目的として、目黒川では、河川・水面の清掃、河床整正・浚渫<sup>9</sup>、クリーンアップ大作戦の実施などに取り組みました。また、呑川でも河川・水面の清掃に取り組みました。

### ■目黒川クリーンアップ大作戦

目黒川クリーンアップ大作戦は、「目黒川を豊かな生活環境にする会」が主催し、区が共催している清掃活動です。町会・自治会などの区民団体、事業者のほか、目黒区役所、目黒警察署も含め、毎回200人を超えるボランティアが参加しました。2013(平成25)年度は、計3回実施されました。



＜川底の清掃＞



＜河川沿道の清掃＞

## 《 工場・事業場への排出規制の実施 》

地下水汚染は、鉛等の有害な重金属類やテトラクロロエチレンなどの化学物質により汚染された土壌が地下水に溶け出すことで引き起こされ、飲用等に伴う健康被害をもたらす恐れがあります。原因としては、工場・事業所などの事業活動時の漏えい等があります。

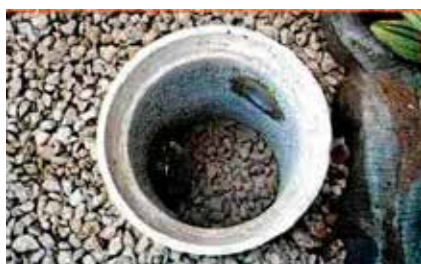
区では、工場の認可等を審査するとともに、監察等立入調査を43件実施し、事業者に対しての指導や啓発を行いました。

## 《 雨水流出抑制対策と水循環機能の回復 》

目黒区では、水資源の保全のために透水性舗装と雨水浸透柵の設置を推進しています。

2013(平成25)年度は、道路において448㎡の透水性舗装と3か所の雨水浸透柵の整備を実施しました。公園の新設・改良に当たっては、789㎡の透水性舗装を整備しました。

さらに、雨水流出抑制施設やその設置に関する指導要綱に基づく事業者との協議や個人に対する助成を行い、雨水流出抑制施設の整備の促進を図っています。また、工場等に対して、地下水の揚水量の記録と報告を求め、揚水量報告対象施設15施設で揚水量合計44.455tの報告がありました。



＜敷地内の雨水浸透柵＞



＜敷地内の雨水浸透トレンチ＞

<sup>9</sup> 河床整正・浚渫(かしょうせいせい・しゅんせつ)：河床をならし、堆積した土砂を取り除くことです。

## 2014(平成26)年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 目黒川の水質を測定します。
- ◇ 区内の地下水の汚染調査を実施します。
- ◇ 河川環境を維持するため、目黒川の河床整正・浚渫と、目黒川及び呑川の定期的な河川清掃を行います。
- ◇ 都市型水害対策のために、雨水流出抑制施設整備の促進を図ります。
- ◇ 総合治水対策基本計画に基づき、透水性舗装や雨水浸透柵などを整備します。
- ◇ 揚水施設の設置に関しては、最小限の揚水量となるように指導を引き続き実施します。

### 1-1-3 有害物質による汚染の防止

#### 《 工場跡地等の土壌汚染対策 》

有害物質を製造、使用または処理する特定施設（水質汚濁防止法・下水道法）の跡地などにおいて、有害物質の漏えい等により、土壌や地下水の汚染に発展する場合があります。このため、区では、東京都による「環境確保条例」等に基づき、土壌汚染調査時に立入監察を実施しています。2013(平成25)年度は、6件の調査・確認を実施しました。また東京都と情報交換や対策指導等で連携を図り、跡地等の土壌汚染の監視・指導を行いました。

#### 《 アスベスト対策 》

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維で、建築材料等の工業製品に利用されてきました。その繊維は、目に見えないくらい細く軽いため飛散しやすく、吸入すると肺がんや悪性中皮腫、アスベスト肺などの原因になります。

区では、アスベストを使用している建築物の実態把握と、建築物等を解体、改造、補修する際のアスベストの飛散防止対策徹底のため、解体・改修工事に際して作業方法の指導などを行っているほか、アスベストの含有等調査費用の助成や、中小企業に対するアスベスト含有建築材除去の融資あっせんを行っています。2013(平成25)年度の調査費助成は、2件でした。

#### 《 化学物質の適正管理 》

適正管理化学物質に指定されている化学物質を年間100キログラム以上使用する工場・事業所は、使用している化学物質ごとの使用量を区に報告するように定めています。2013(平成25)年度は、65件の報告書を確認し、実態の把握と排出抑制を図りました。

#### 《 放射性物質への対応 》

子どもの遊びや学びの場となる施設を中心に、公園等の空間放射線量を測定し、状況に応じて低減措置を講じました。測定結果をホームページ等で公表しました。

また、食と環境の安全を確認するため公立保育園、希望する私立認可保育園、認証保育所その他認可外保育施設の給食食材の放射性物質検査（使用前給食食材検査、主要食材検査、食育食材検査）を行いました。

## 2014(平成26)年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 工場跡地等の土壌・地下水汚染について、引き続き立入監察を実施し、指導を行います。
- ◇ 解体業者に対し、アスベストに関する施工計画届出の審査や作業方法の指導を行います。
- ◇ アスベスト分析調査費の助成を引き続き実施します。
- ◇ 有害化学物質使用事業場の実態を把握し、排出抑制につなげていきます。
- ◇ 空間放射線量を測定し、公表します。
- ◇ 区立小中学校の屋外プール水と区民センター屋外プール水の放射性物質検査を実施し、結果を公表します。

## トピックス

## 2013(平成25)年度における放射性物質への対応について

## 1 空間放射線量の測定等

以下のとおり、定点測定を実施しました。

測定地点	総合庁舎、公園の広場及び砂場など東山児童遊園、中目黒公園、唐ヶ崎児童遊園、富士見台公園、めぐろ区民キャンパス公園、田道広場公園
測定頻度	総合庁舎は、原則毎週 公園の広場及び砂場などは、原則2週間に1回
測定器	シンチレーションサーベイメーター 日立アロカメディカル社製 TCS-172B
測定方法	地上1メートルと5センチメートル地点での測定。測定機の数値を30秒ごとに5回読み取り、平均値をその地点での測定値とする

このほかにも、子どもの遊び場や学びの場となる区の施設を中心に、空間放射線量の測定を実施しました。



<放射線測定器>



<空間放射線量の測定の様子>



## トピックス

### 2 プール水の放射性物質の測定

区立小中学校屋外プール、区民センター屋外プールのプール水の放射性物質を測定しました。

### 3 放射線量低減措置について

2012(平成24)年4月1日以降、地表面から高さ5センチメートルの地点で0.23マイクロシーベルト(1時間あたり)を超える数値が検出された箇所を、区の対応の目安としました。該当する数値が検出された場合は、線量を低下させる措置を取りました。

### 4 その他

区内保育所、区立小・中学校、区立幼児療養通所施設、区立幼稚園の給食食材及び食育食材の放射性物質検査を実施しました。また、学校給食の食材の産地を各学校のホームページで公表しました。

### 5 測定結果の公表

測定結果等については、区ホームページで公表しています。

#### WEB

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/anzen/disaster/radioactivity/index.html>  
トップページ>くらしのガイド>安全・安心>東日本大震災(平成23年3月11日発生)  
への対応>放射線による健康等への影響



### ぺんごろうじいさんからの一言

#### くらしの中で有効利用されている放射線

放射線は、その特徴的な性質から、検診で使用されているX線撮影をはじめ、くらしの中の様々な分野で有効利用されています。次にあげるものはその一例です。

#### ◇物の内部を検査する(非破壊検査)

人の体の中を検査するのと同じように、X線を用いて製品の内部の様子を調べ、外からは見えない割れ目、亀裂などを見つけることができます。

#### ◇物の厚さを測る

放射線の透過の様子を利用し、アルミホイル等の厚さを測ることができます。また、大気中に浮遊している塵をフィルタ上に集め、厚さを測ることで大気中の塵の濃度を測ることができます。

#### ◇医療用具等を滅菌する

放射線をあてて、注射器等の医療用具を滅菌することができます。

#### ◇製品の製造工程で使用する

製造工程の途中で放射線をあてることで、必要な性能を製品に与えることができます。

例：耐熱性ポリビン、風呂用マット、クッション剤、タイヤ、燃えにくい電線等

## 1-1-4 身近な生活環境の保全

### 《 自動車交通騒音・振動の監視 》

騒音については、「面的評価調査<sup>10)</sup>」と「要請限度調査<sup>11)</sup>」を行っています。調査対象区間(地点)は、国土交通省が実施した「平成22年度道路交通センサス<sup>12)</sup>(全国道路・街路交通情勢調査)」に基づき、区が設定した22の区間から選定しています。

2013(平成25)年度の面的評価調査では、全6地点で等価騒音レベル<sup>13)</sup>を測定した結果、環境基準を満たした地点は昼間の測定で5地点、夜間では2地点でした。一方、要請限度調査では、面的調査とは別の全6地点で等価騒音レベルを測定した結果、昼間の測定で全地点、夜間では5地点で要請限度の範囲内でした。

振動については、騒音の要請限度調査と同じ6地点で要請限度調査を行った結果、いずれの地点でも要請限度の範囲内でした。

なお、自動車交通騒音・振動の監視を行う際は、併せて交通量を調査し、騒音・振動の測定結果との相関を確認しています。

＜面的評価調査における6地点の等価騒音レベル＞ (単位：dB)

	玉川通り	目黒通り	山手通り	駒沢通り	鮫洲大山線	鮫洲大山線	環境基準
昼間	72	70	70	69	67	62	70以下
夜間	73	69	69	68	65	60	65以下

＜要請限度調査における6地点の等価騒音レベル＞ (単位：dB)

	目黒通り (目黒2丁目)	目黒通り (碑文谷2丁目)	目黒通り (中根1丁目)	山手通り (下目黒3丁目)	山手通り (請葉台4丁目)	駒沢通り (東が丘1丁目)	要請限度
昼間	70	67	72	73	69	68	75以下
夜間	68	66	70	72	68	67	70以下

### 《 工場等への指導 》

事業場や建設現場などから発生する騒音・振動については、「騒音規制法」や「振動規制法」などの法制度に基づき届出を受理することで実態を把握し、公害防止指導にあたっています。

2013(平成25)年度には、騒音規制法に関する届出が236件、振動規制法に関する届出が158件ありました。

＜届出件数＞

法令等		届出件数
騒音規制法	特定施設 <sup>※1)</sup>	17件
	特定建設作業 <sup>※2)</sup>	219件
振動規制法	特定施設	10件
	特定建設作業	148件
「東京都環境確保条例」 工場/指定作業場		27件/46件

※1 特定施設：著しい騒音や振動が発生する特定の機械設備を、騒音規制法や振動規制法で「特定施設」と定めています。

※2 特定建設作業：著しい騒音や振動が発生する特定の建設作業を、騒音規制法や振動規制法で「特定施設作業」と定めています。

<sup>10)</sup> 面的評価調査：一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等のうち、環境基準を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する「面的」な評価方法による調査。

<sup>11)</sup> 要請限度調査：騒音規制法及び振動規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度値を測定する調査。要請限度値とは、生活環境が著しく損なわれると認められる値。

<sup>12)</sup> 平成22年度道路交通センサス：概ね5年毎に全国一斉に行われる自動車の利用実態に関するアンケート調査です。2010(平成22)年度秋に実施されたものです。

<sup>13)</sup> 等価騒音レベル：時間とともに変動する騒音(非定常音)について、一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。単位はデシベル(dB)。騒音に係る環境基準は、等価騒音レベルで評価します。

## 《 騒音沿道対策 》

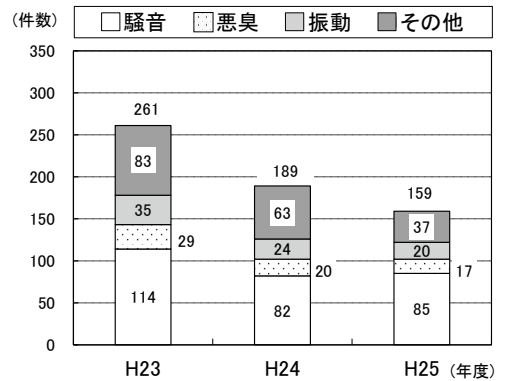
道路騒音が著しい環七通り沿いにおいて、建築物の建築等に際し、道路交通騒音の防止に係る届出書を受理し、後背地<sup>14</sup>への道路交通騒音防止に取組みました。また、防音工事1件について東京都の助成制度の申請を行いました。

## 《 生活公害（騒音・振動・悪臭など）に係る相談・調整 》

近年の公害相談は、騒音・振動、悪臭など典型7公害のほかに、アスベスト被害に対する不安や一般生活苦情（空き地の雑草、落ち葉）など、多岐にわたっています。相談件数自体は減っていますが、解決までに時間を要する困難な案件が増加しています。

2013(平成25)年度は、159件の相談を受けました。相談内容を現象別に数えると内訳は、騒音85件、悪臭17件、振動20件、その他37件でした。

＜公害相談件数＞



### 2014(平成26)年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 自動車交通騒音・振動・交通量調査を継続して行います。
- ◇ 届出による実態把握や現場調査などにより、工場・事業場及び工事・建設作業における騒音・振動の公害防止指導を行います。
- ◇ 「目黒区環七沿道地区計画」に基づき、計画区域内の建築・開発行為について、計画内容に即した規制・誘導を引き続き行います。
- ◇ 生活公害に対しての相談や調整を行います。



### ぺんぎんじいさんからの一言

#### 公害相談は・・・

目黒区では、公害に関する様々な相談を受けています。苦情の原因となった公害について、被害の程度、原因等について調査し、事実を明らかにしていきます。公害の原因者に対して公害防止の必要性について啓発し、自発的改善を促し、防止措置について具体的に指導し、また助言を行っています。

区ホームページでは、身近に公害紛争が起こったときのまともを掲載しています。

WEB

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/sodan/kogai/kinrinkogai.html>  
 トップページ＞くらしのガイド＞自然・環境・ごみ＞自然・環境・ごみに関する相談＞公害相談＞気づいていますか 近隣公害



＜2013(平成25)年度近隣騒音防止ポスター＞

<sup>14</sup> 後背地：騒音調査を実施する主要な幹線道路に対して、直接面していないものの道路から近く騒音の影響を受ける地域を意味します。

## 1-2 みどりあふれるまちで暮らす

### 【実現に向けた考え方】

みどりは良好な生活環境を構成する重要な要素です。「目黒区生物多様性地域戦略」に基づき、区内に残された貴重なみどりの保全に努めるとともに、公園等の整備や公共施設の緑化を進め、みどりの拠点とネットワークづくりに取り組みます。これらの取組みは、環境基本計画の重点プロジェクトである「地形・地勢を意識した風とみどりと生き物のネットワークづくり」と関連が深く、都市における生物の生息環境の向上にも資するものであることから、一層推進していきます。

また、区民が身近にみどりを実感し触れ合えるように、住宅や事業所に日常的に触れ合える小さなみどりを導入し、自然と人が共生する生活空間の創造に努めます。

これらの施策を進めるにあたっては、「目黒区生物多様性地域戦略」及び「目黒区みどりの基本計画」との整合を図ります。

#### <指標の評価>

😊: 目標値を達成    😊: 目標値に近づいている    😞: 目標値に近づいていない    -: 現状値を把握していない

指標項目 〔環境指標 取組指標〕	基準 年度	基準年度末 時点実績値	2013 (平成25) 年度末実績値	2021 (平成33)年度 数値目標 (目指す方向)	評価
<b>みどりの量</b>					
緑被率※1	15	17.1%	-	20% 2015 (平成27)年度	-
公園・ひろば等の面積	22	49.01ha	50.05ha	52ha	😊
<b>みどりの質</b>					
公園等で活動を行う登録 団体数※2	22	91団体	106団体	100団体	😊
指標在来生物種の分布率	22	37%	42%	50%	😊
<b>みどりのまちなみ助成緑化面積・延長（累計値）</b>					
接道	22	9,581.12m	10,073.59m	増加	😊
屋上	22	3,726.55m <sup>2</sup>	4,457.63m <sup>2</sup>		
壁面	22	4,144.67m <sup>2</sup>	4,768.85m <sup>2</sup>		
いきもの气象台情報提供数	22	1,695件	3,042件	増加	😊
いきもの発見隊実施回数 ／参加人数	22	2回/134人	2回/83人	継続	😊
野鳥の年間確認種数※3	22	52種	52種	維持	😊

※1 緑被率：一定地域の中で上空から見て芝や樹冠など緑で地上が覆われた面積が占める割合。水面や広場を含まない  
純粋な植物の緑が対象。

※2 公園活動登録団体とグリーンクラブ

※3 1～12月での集計

### 【2013(平成25)年度の成果】

- ・区内のみどりに関して、公園・ひろば等の面積は、2010(平成22)年度と比較し、1.04ha増加し、活動を行う登録団体数も15団体増加しました。また、みどりのまちなみ助成により、屋上や壁面などに新たに緑化された面積も増加しました。
- ・生き物に関しては、いきもの発見隊への参加人数は減少したものの、いきもの气象台情報提供数は増加し、野鳥の年間確認種数は維持しています。

## 1-2-1 街なかのみどりの保全

### 《 みどりの拠点の保全 》

「目黒区みどりの基本計画」では、大規模な公園等の緑地を核とした一帯を『目黒の森<sup>15</sup>』としています。2013(平成25)年度に策定した「目黒区生物多様性地域戦略」においてエコロジカルネットワーク<sup>16</sup>の形成を図るため、新たに「いきものの道」を設定し、『目黒の森』の範囲を拡大しました。みどりの拠点の保全に生き物の視点を加え、生物多様性保全林として検討していくこととしました。

### 《 住宅地のみどりの保全 》

区のみどりの約6割は、住宅地にあります。このため、住宅地のみどりの保全を図ることが大切です。区では、一定以上の大きさの樹木、生け垣、樹林を保存樹木等として指定し、維持管理費用の一部を助成しています。なお、2012(平成24)年度より新規指定を休止しているため、総数は653件から620件に減少しました。

＜保存樹木等の指定状況＞

種別	指定対象	指定数
保存樹木	幹周りが80cm以上又は高さが15m以上ある樹木	530本
保存生け垣	高さが0.9m以上で長さが20m以上ある生け垣	64件
保存樹林	300m <sup>2</sup> 以上の樹林地	26件

### 《 開発・建築行為等の際のみどりの確保 》

大規模な開発や一定規模以上の建築行為等の際にみどりを確保するため、開発行為許可制度の申請やみどりの条例に基づいた緑化計画書を認定することで、みどりの確保を図りました。

#### 2014(平成26)年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 「目黒区生物多様性地域戦略」におけるエコロジカルネットワーク形成の拠点となる生物多様性保全林について、検討を進めます。
- ◇ 大規模な開発や建築行為などの際に、緑化計画書を認定することで、緑化を進めます。

#### トピックス

##### 緑化計画書

敷地面積200m<sup>2</sup>以上で新築、増改築などを行う場合や、敷地面積に関わらず20台以上の駐車場を設置する場合等に、あらかじめ緑化についての計画書を提出し、認定を受ける必要があります。緑化計画の内容は、敷地内の樹木の保全、中高木等を基本とした道路沿いの緑化、敷地の緑化、建築物の緑化等です。このほか、敷地内の一定以上の大きさの樹木等をやむを得ず伐採する場合には、事前に樹木等の保全協議が必要です。

<sup>15</sup> 『目黒の森』：区内の公園や緑地など、緑が多く現存する8つのエリアです。「目黒区みどりの基本計画」において、みどりの拠点として積極的なみどりの保全・創出・育成が望ましいと位置付けられています。

<sup>16</sup> エコロジカルネットワーク：人と自然の共生を確保するため、生態的なまとまりを考慮した上で、自然地域を有機的に繋いだ生態系のネットワークのこと。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等、多面的な機能が発揮されることが期待されます。

## 1-2-2 身近な場所にみどりを育てる

### 《 民有地における緑化の促進》

区全体の面積の約7割は、民有地です。区では、民有地にみどりを増やすため、「みどりのまちなみ助成」を実施しています。助成により、2013(平成25)年度は、接道(道路沿い)131.13m、屋上・ベランダ107.51㎡、壁面27.78㎡が新たに緑化されました。



＜道路沿い緑化の例＞

＜みどりのまちなみ助成の種別・対象と助成の実績＞

種別	助成の実績(面積・延長)	
	2013(平成25)年度	累計
接道緑化	131.13 m	10,073.59 m
屋上緑化(ベランダ緑化を含む)	107.51 m <sup>2</sup>	4,457.63 m <sup>2</sup>
壁面緑化	27.78 m <sup>2</sup>	476.85 m <sup>2</sup>

### 《 身近な公園・緑地の確保と質の向上 》

身近な公園・緑地の量的な確保のために、2013(平成25)年度は、目黒銀座児童遊園の改良工事と工大橋周辺緑道改良工事、緑が丘駅前公衆便所改良工事を実施しました。また、既存公園を安全に利用できる環境づくりに加え、生物の生息環境に配慮した工夫を行うなど、長期にわたって潤い感や安心感のある、豊かな質を持つ公園の整備・更新を進めるため、2006(平成18)年度からこれまでに13か所の公園・緑道を改良工事しました。

公園の管理には、住民ボランティアが関わり、花壇、雑木林、土壌、生物の生息環境の向上に寄与する質の高い公園管理を目指し、7つの公園で17団体が住民参加による公園管理を行いました。

### 《 みどりへの関心向上のための普及啓発 》

多くの区民が、みどりの現状を知り、身近なみどりに親しみや関心をもって保全・育成などの活動に取り組めるよう、「自然通信員」・「めぐろいきもの气象台」・「みどりのまちなみ助成」に関する普及啓発パンフレットの作成・配布を行いました。

また、花とみどりの学習館では、エコ園芸生活講座を12回開催し、延べ89人の区民が参加しました。その他にも、イベントを69回開催し、延べ1,541人の参加がありました。

### 《 みどりを育てる区民等への活動支援 》

地域住民が公園等の花壇に花を植え、周囲の環境をきれいにする活動として「グリーンクラブ」があります。

2013(平成25)年度は、89団体(新規登録4団体)に花苗を配布しました。このほか、各住区のイベント等で参加者にツバキやアジサイ、ハギなど1,100本の花苗を配布しました。また、高枝切りバサミや刈り込みバサミの貸し出しを65件行いました。

## 《 みどり・自然とふれあう体験の提供 》

都会では味わう機会の少ないぶどう狩りやじゃがいも堀りの収穫体験農園の周知を図り、参加者に余暇を楽しむ場を提供するとともに、都市農地に対する理解を深めるきっかけを作りました。

また、区内の全小・中学校で、自然を愛する心や環境を保全する態度を育成するため、興津自然学園、八ヶ岳林間学園、宮城県気仙沼大島（民間施設）にて、自然宿泊体験教室を行いました。



＜グリーンクラブ＞

さらに、生徒が日常生活において経験できない活動について、一定期間集中的に取り組むことにより、生徒の知識・体力・技能などの向上を目的とした学校独自宿泊事業には、1校で113人の生徒が参加しました。

このほか、区民農園の貸出し、野外活動機材の提供、自然クラブの開催などを引き続き実施しています。

### 2014(平成26)年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 民有地の緑化を促進するため、「みどりのまちなみ助成」を引き続き実施します。
- ◇ 公共施設等の緑化は、民有地緑化の模範となるよう進めていきます。
- ◇ 苗木の配布や講座の開催などにより、植樹運動を推進し、区民による自主的な緑化活動を支援します。
- ◇ 自然宿泊体験や収穫体験など、自然と触れ合う体験の提供を引き続き行います。

## トピックス

### 花とみどりの学習館とは

園芸や身近な自然に接する経験をとおして自然環境への理解を深めていこう… こうした活動の拠点として目黒区立中目黒公園の中に花とみどりの学習館ができました。各種イベントや講座を開催し、みどりに親しむ機会を提供しています。

最新情報を「花とみどりの学習館ブログ」でお知らせしていますので、ぜひご覧ください。



＜中目黒公園のみんなの花壇＞  
花とみどりの学習館ブログより引用



＜花とみどりの学習館＞

WEB

<http://meguro-midori.org/wp/>

## 1-2-3 都市の生物多様性の確保

### 《 生物多様性地域戦略策定と運用 》

「生物多様性基本法」では、地域の生物多様性の保全・回復を図り、人間社会が持続的に発展していくことを目指すため、自治体による「生物多様性地域戦略」の策定を定めています。

区でも、身近な自然を守り、未来に伝えていくまちを目指した「目黒区生物多様性地域戦略『ささえあう<sup>いのち</sup>生命の輪<sup>わ</sup> 野鳥のすめるまちづくり計画』」を策定しました。

### 《 生き物の現状把握と生き物情報の提供 》

区民参加による身近な生き物調査を実施し、区内の生き物の現状を把握しています。区民から寄せられた生き物の情報をとりまとめ、「いきもの住民台帳」としてホームページで公表しています。

2013(平成25)年度には、約1,100世帯が身近な自然情報を区に提供する「自然通信員」に参加し、生き物情報を発信する「めぐろいきもの气象台」に3,042件の報告が寄せられました。区民参加による生き物調査のひとつである「いきもの発見隊」は、5月に目黒川、8月に碑文谷公園で開催し、延べ83人の参加がありました。目黒川での開催時には、アユなど7種のいきものを発見できました。

また、野鳥の年間確認種数は、2012(平成24)年の41種から増加し、2013(平成25)年では52種が確認されました。

#### ＜目黒川で見られるいきもの＞

分類	いきもの	分類	いきもの
魚類	ウナギ	甲殻類	ヌカエビ
	モツゴ		○ アメリカザリガニ
	マルタウグイ		○ クロベンケイガニ
	○ アユ		○ モクズガニ
	○ ボラ	爬虫類	○ アカミミガメ
	メダカ	その他	ゴカイ類
	カダヤシ		
	グッピー		
	マハゼ		
	○ ウキゴリ		

(○印は2013(平成25)年度いきもの発見隊で確認されたもの)

#### ＜野鳥確認種数＞

	2010 (平成22)年	2011 (平成23)年	2012 (平成24)年	2013 (平成25)年
種数	52	53	41	52



＜マルタウグイ＞



＜モクズガニ＞



＜巣に餌を運ぶシジュウカラ＞  
写真提供：自然通信員



## 《 ビオトープ<sup>17</sup>活動による身近な生き物の暮らす環境の創出・育成》

身近にいる生き物を保全したり、あまり見られなくなってしまった生き物を再び身近で見られるようにするには、身近な場所に、生き物がすめるような環境（ビオトープ）を新たに作り出し、その環境を育てていく活動が大切です。区立小学校・幼稚園・公園の24か所でこうしたビオトープ活動を進め、身近な生き物の暮らす環境の創出・育成を図っています。



＜中目黒公園ビオトープ＞

## 《 区内の自然・生き物を学ぶ機会の提供 》

動植物の生育や生き物との触れ合いをもつことで自然保護意識の向上を図ることを目的に、自然クラブの開催や駒場野公園内の自然観察舎を利用した体験型自然学習の推進を図っています。



＜自然クラブ＞

2013(平成25)年度は、自然クラブを24回開催し、1,080人の参加がありました。また、自然観察舎は12,793人の利用がありました。

## 《 生物多様性保全のリーダーの育成 》

園芸活動に関する講義と実習を通して、地域の公園などでのボランティア活動や環境保全活動のリーダーを育成するため、花みどり<sup>すと</sup>講座を行っています。

2013(平成25)年度は、公園とボランティア活動、季節の花壇管理、園芸とエコロジーなどをテーマに講座を36回行い、新たにボランティアを23人育成しました。

## 《 生物多様性に配慮した公園・緑地等の管理 》

公園や緑地などにおいて、生物の多様性に配慮した管理方針を住民と一緒に検討しています。駒場野公園では、ホテルなどが生息できる水辺環境の復元を目指して、駒場野ホテルの会等の地元団体などと共にホテル幼虫飼育やホテル観察会などを実施しています。



＜住民参加による公園管理＞

2013(平成25)年度はホテルの生育不良のため観察会は行いませんでしたが、公園環境保全活動を行いました。

### 2014(平成26)年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 区民による身近な生物調査等により、区内の生き物の現状把握と生き物情報の提供を行います。
- ◇ 身近な生き物と共生するまちを目指して、ビオトープ活動を行います。
- ◇ 水辺や雑木林などで自然観察会などを開催し、体験型自然学習を推進します。

<sup>17</sup> ビオトープ：生き物たちの生息する場所のことをいい、森林、湖沼、草地、河川、湿地、干潟などが代表的な例。身近なところでは、多様な生き物たちが形作る小さな生態系をビオトープとしてとらえています。近年、小学校などに設置されはじめ、環境を考えた総合学習などに幅広く利用されつつあります。

## 1-3 安らぎのあるまちをつくる

### 【実現に向けた考え方】

地域に暮らす人々が、安らぎを享受できる地域社会の形成を目指し、まちの美化や景観まちづくりを推進します。

区民一人ひとりのまちの美化への取組みが地域における活動に発展し、さらに地域全体でのまちの美化活動につながるように支援していきます。

また、地形や川、歴史的資源を活かし、区内の地域特性にあわせた魅力ある街並みの形成を図ります。施策を進めるにあたっては、「目黒区景観計画」との整合を図ります。

#### <指標の評価>

😊: 目標値を達成    😊: 目標値に近づいている    😞: 目標値に近づいていない    -: 現状値を把握していない

指標項目〔取組目標〕	基準年度	基準年度末時点実績値	2013 (平成25) 年度末実績値	2021 (平成33)年度 数値目標 (目指す方向)	評価
スーパーズ <sup>18</sup> の活動団体数	22	32団体	33団体	増加	😊
違法屋外広告物除去数	22	63,702枚	102,123枚	減少	😞
区内文化財めぐり開催回数 ／参加者数	22	7回／246人	6回／163人	継続	😊

### 【2013（平成25）年度の成果】

- ・ スーパーズの活動団体数は、33団体となり、2010(平成22)年度と比較し1団体増加しました。
- ・ 違法屋外広告物除去数は、102,123枚となり、2010(平成22)年度と比較し、38,421枚増加しました。

### 1-3-1 きれいで住み心地のよいまちづくり

#### 《地域美化活動支援》

まちの美化活動に対する支援として、ボランティア清掃活動団体（スーパーズ）の事務局運営、連絡会の開催などを行いました。

2013(平成25)年度の中目黒スーパーズの活動実績として、1,152回、延べ13,003人が清掃活動に参加しました。

区では、環境美化推進団体にトングやガム取り棒などの用具の貸出しや啓発品の提供、さらに落書きの消去剤の貸出しを3件行いました。現在33団体が活動しています。



<スーパーズ活動>

<sup>18</sup> スーパーズ：ボランティアによる清掃活動団体のことで、現在、中目黒スーパーズは中目黒駅周辺、権之助・大鳥スーパーズは目黒駅周辺で活動しています。

《 吸い殻等のポイ捨て・犬のふん放置などのマナー普及啓発 》

ポイ捨て防止についてのマナー向上のため、啓発プレート及び路上シールを配布するとともに、7月9日にポイ捨て禁止キャンペーンを実施して普及・啓発活動を行いました。

また、犬のふん放置防止などのマナー向上のため、啓発プレートの配布とセミナーの開催、苦情などについて相談対応を行いました。

さらに、路上喫煙禁止区域における啓発として、路上シート107枚及び立看板100枚の設置、指定喫煙所の環境改善を行いました。



＜ポイ捨て禁止キャンペーン＞

＜吸い殻等のポイ捨て・犬のふん放置に関する取組み＞

取組み名称	取組み内容	2013(平成25)年度
ポイ捨て禁止啓発活動	啓発プレートの配布	配布数：366枚
	路上シールの配布	配布数：475枚
	ポイ捨て禁止キャンペーンへの参加	参加人数：40人
犬のふん放置禁止などのマナー普及啓発	路上シールの配布	配布数：358枚
	犬の飼い方セミナーの開催	開催回数：3回 参加人数：59人
	犬のふんに関する苦情・相談対応	相談件数：117件

2014(平成26)年度に実施する主な施策の内容

- ◇ まちの美化活動を行っている団体（スイーパーズ等）の支援を行います。
- ◇ 環境美化団体との協働により、継続的にまちの環境美化活動を図るとともに、新たな地域における環境美化団体の立上げを検討します。
- ◇ ポイ捨て、犬のふん放置などのマナー違反について、区報による啓発やキャンペーン等を継続し、地域の清掃活動を積極的に支援し、啓発を進めます。
- ◇ 指定喫煙所の利用の増加に対し、喫煙所の新設による分散化や植栽配置などによる副流煙対策を検討します。また、パトロール委託の活用などにより、指定喫煙所のエリア内での喫煙など、利用者のマナー向上に努めます。

トピックス

清掃用具の貸出しや啓発品などの配布を行っています！

ポイ捨てのないきれいなまちにするために、各種清掃用具の貸出しや啓発品の配布を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

〔問合せ先〕

環境清掃部環境保全課環境美化推進係  
電話 03-5722-9606



＜啓発プレート・路上シート＞

## 1-3-2 街並み景観の向上・歴史的文化的資源の活用

### 《 地域特性に応じた良好な街並み景観の形成 》

都市計画マスタープランの実現方策の1つとして、地域街づくり研究会の登録や地域街づくり団体の認定により街づくりの情報提供や専門家の派遣を行っています。

2013(平成25)年度は、5回専門家を派遣しました。

さらに、電線類の地中化、違法屋外広告物の指導・取締、地域特性に応じた地区計画の策定なども継続的に実施しています。

＜違法屋外広告物除去数の推移＞

(単位：件)

	2011 (平成23)年度	2012 (平成24)年度	2013 (平成25)年度
立看板	172	261	261
はり札	27	7	7
のぼり旗	0	0	0
はり紙	59,796	97,299	101,855
合計	59,995	97,567	102,123

### 《 景観資源や歴史・文化的資源の保全とその価値を学び親しむ機会の提供 》

区内に残る文化財を守り後世に伝えていくため、調査や保護を行い、文化財マップ等の作成と普及活動を行っています。

さらに、すすめのお宿緑地公園内にある、区指定文化財の旧栗山家主屋を移築復元した「古民家」では、節句飾り、七夕まつりなどの年中行事を行い、伝統文化を学び継承する機会を提供しました。また、「東京9区 文化財・古民家めぐり」の合同開催や、世田谷区との合同解説会「古民家の屋根」の実施など、他区と連携した取組みも推進しました。



＜文化財めぐり目黒区単独解説会＞

＜2013(平成25)年度の取組み内容＞

項目	内容	件数
遺跡調査	建設工事に伴う埋蔵文化財の試掘調査	7件
	立会調査	44件
	整理調査	1件
	発掘調査	2件
標識整備	文化財説明板	1件



＜七夕行事＞

### 《 景観に配慮した公共施設（公共空間）の整備 》

景観上の骨格を形成する重要な公共施設である目黒銀座児童遊園や工大橋周辺緑道改良工事を行いました。また、区民が楽しみながら郷土の自然や歴史に親しめるように、区内の代表的な公園や寺社などの緑地や史跡を結んだ「みどりの散歩道」の普及啓発に取り組みました。

#### 2014(平成26)年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 良好な景観の形成を目的とし、電線類地中化の具体化やバリアフリー化に向けた取組みを進めていきます。
- ◇ 商店街、警察等の合同パトロールの実施のほか、除去協力員とともに違法屋外広告物の撤去活動を行います。
- ◇ 区民の文化財に対する保護意識の向上を図るため、「区内文化財めぐり」を開催したり、「めぐろの文化財」及び「目黒区文化財マップ」を引き続き頒布します。
- ◇ 埋蔵文化財保護のため立会調査、試掘調査、本格調査の実施を行い、文化財説明板などを設置します。